

## 政治の浮き沈みに左右されない政策の潮流を読み解く

6月21日、次年度予算編成の骨格となる「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」が閣議決定されました。主題として「成長型の新たな経済ステージへの移行」を掲げ、介護分野においても「賃上げ」「医療・介護DX」「生産性向上」「医療・介護連携」等、介護報酬改定でも推し進められた方向性が引き続き列挙されると同時に、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が示した厳しい改革への提言が軒並み反映されるなど、これまでになく財務省色の強い内容となりました。政治という面においては、現政権はいわゆる政局を迎えつつある不安定な状況にあることは間違いありませんが、「骨太の方針」に書き込まれたこれらの方針については、一度文字になってしまえばトップが誰になろうと変わることなく、粛々と進められていきます。そうした意味で、私たち介護関係者は政権の浮き沈みに気を取られることなく、冷静にベクトルを読み解いていかなければなりません。

今回のWELVISIONでは、現政権の打ち出す介護政策という部分はもちろんのことながら、その先にも通ずるこれからの潮流を示す様々なトピックスをピックアップしました。不安定かつ不確かなこの時代に、変わることなくご利用者や介護従事者の暮らしを支えていくために、皆さまが必要な情報を得るインデックスとしてご活用いただけましたらこの上ない幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

## CONTENTS

02

「骨太方針2024」を閣議決定、賃上げ促進とともに「不断の改革」掲げる

03

外国人材の訪問介護従事を認める報告書を示す

04

生産性向上や経営大規模化等への改革方針をとりまとめ

- ・「春の建議」をとりまとめ、生産性向上や保険外サービス、給付・負担の在り方を重視
- ・介護福祉士試験の「パート合格」導入に係る検討を開始

他

COLUMN

順風満帆とは言えない介護業界に、情報を踏まえた行動を起こす

# 「骨太の方針 2024」を閣議決定、賃上げ促進とともに「不断の改革」掲げる

政府

政府は6月21日の閣議で、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2024」を決定しました。

副題を「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」とした今回の骨太の方針は、「第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行」「第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現」「第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現」「当面の経済財政運営と令和7年度予算編成に向けた考え方」の柱だてで構成。短期的には「デフレからの完全脱却」と「成長型の新たな経済ステージへの移行」を、中長期的には「少子高齢化・人口減少の克服」と「豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会」を目指すとし、そのための▽5つのAction(①物価上昇を上回る賃上げの定着、②構造的価格転嫁の実現、③成長分野への戦略的な投資、④スタートアップネットワークの形成、⑤新技術の徹底した社会実装)と▽5つのVision(①社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大、②誰もが活躍できるWell-beingが高い社会の実現、③経済・財政・社会保障の持続可能性の確保、④地域ごとの特性・成長資源を活かした持続可能な地域社会の形成、⑤海外の成長市場との連結性向上とエネルギー構造転換)を示しています。

介護に関する部分では、各分野に横断するかたちで掲げられた「賃上げの促進」の項で、介護報酬改定等で措置された内容を踏まえて「賃上げの状況等について実態を把握しつつ、賃上げに向けた要請を継続するなど、持続的な賃上げに向けた取組を進める」と記載。また、▽医療・介護DXやICT、ロボットなど先進技術・データの徹底活用やタスクシフト/シェア等による「生産性の向上」を目指すとともに、▽医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増加等に備えた地域医療構想の対象拡大、▽介護分野における医療機関との連携強化、▽介護事業者のテクノロジーの活用や協働化・大規模化、▽経営の見える化を推進した上での処遇改善や業務負担軽減・職場環境改善、▽外国人介護人材を含めた人材確保対策を進めること、▽介護保険外サービスの利用促進等、問題意識を列記しました。

あわせて、現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現していくためには「医療・介護等の不断の改革により、ワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制することが極めて重要である」と主張。財務省が求めている▽利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準見直しや、▽ケアマネジメントに関する給付の在り方、▽軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について引き続き第10期介護保険事業計画期間の開始前までに結論を得る旨が明記されたほか、いわゆる高齢者向け住宅における「囲い込み」の問題や、不適切な有料人材紹介事業者への規制強化などについて実効性ある対策を講じるとしています。

## ▽タスクシフト/シェアなど規制改革の推進に係る計画を策定

同日は、これにあわせて規制改革推進会議の答申を踏まえた「令和6年 規制改革実施計画」についても閣議決定されました。「健康・医療・介護」の部分では、▽介護現場のタスクシェア、▽要介護認定の迅速化・科学的合理性の確保、▽高齢者施設の人員配置基準、▽介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルール防止等がそれぞれの施策に関する措置期限とともに書き込まれており、今後、各府省庁に分担の上、検討が進められる見込みです。

これらを受けて7月以降、決定された骨太の方針に従い財務省で概算要求基準を作成、それに基づき各府省庁において次年度予算に係る概算要求のとりまとめ作業が進められます。

## 外国人材の訪問介護従事を認める報告書を示す

厚生労働省

厚生労働省は6月19日、外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会を開催。同検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、「中間まとめ」の案を示しました。

ここでは、これまで「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」等を通じた技能実習制度及び特定技能制度の見直しが検討されてきたことや、世界的に人材確保の競争が厳しくなり、介護人材の重要性が増している中で、日本がこれまで培ってきた経験等を活かしつつ、海外現地への働きかけや日本の介護現場における定着支援をより戦略的に進めていくべきであること等を踏まえ、「引き続き、海外現地での説明会の開催など戦略的な掘り起こしの強化、関係者のネットワーキングなど、外国人材の獲得力の強化のための方策の検討が求められている」とした上で、個別の論点について以下のように記載しています。

(以下、抜粋の上要約)

### (1)訪問系サービスへの従事について

- ✓ (これまでの経緯やケアの質、キャリアアップ等の視点を踏まえて)外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、事業者に対して一定の事項について遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき。
- ✓ 国は、受入事業者の遵守事項の履行体制の確保の確認や、相談窓口の設置、受入環境整備等を行うことが重要。
- ✓ 受入事業者に対しては、下記①～⑤の事項を適切に履行できる体制・計画等を有することについて、事前に巡回訪問等実施機関に必要な書類の提出を求める。
  - ①外国人介護人材への研修については、訪問介護の基本事項、生活支援技術、利用者、家族や近隣とのコミュニケーション、日本の生活様式等を含むものとする。
  - ②一定期間、サービス提供責任者等が同行するなどにより必要なOJTを行うこと。
  - ③外国人介護人材に対して丁寧な説明と意向等の確認をしつつ、キャリアアップ計画を作成すること。
  - ④ハラスメントを未然に防ぐ対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確化、相談窓口の設置や利用者・家族への周知等を行うこと。
  - ⑤ICTの活用等も含めた環境整備を行うこと。

### (2)技能実習「介護」における事業所開設後3年要件

- ✓ 引き続き事業所の開設から3年が経過していることを要件とした上で、これを満たさない場合には、以下の①又は②のいずれかを満たす場合に受入れを認めるべき。
  - ①法人の設立から3年が経過している場合(法人要件)
  - ②研修・相談体制が備わっている、関係者への説明会等が設けられている、受入れに係る法人内協議の体制がある等の同一法人によるサポート体制がある場合(サポート体制要件)

厚生労働省は6月26日にこの中間まとめをホームページに上に公表。施行時期について「制度趣旨・目的等を踏まえつつ、検討を進め、準備が整い次第、順次施行するべき」とするとともに、「今後、国においては、本報告書の内容を十分に踏まえ、関連する法令改正の内容などにも留意しつつ、具体的な制度設計等を進めていくことを期待する」と締めくくっています。



# 生産性向上や経営大規模化等への改革方針を取りまとめ

## 政府・デジタル行財政改革会議

政府のデジタル行財政改革会議が6月18日に開かれ、これまでの議論をもとにした「取りまとめ2024」について審議、正式に決定しました。

ここでは、「デジタル行財政改革の基本的な考え方」として、「急激な人口減少社会に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現することが必要」と指摘。「これにより、一人ひとりの可能性を引き出し、新たな価値と多様な選択肢が生まれる豊かな社会を目指すことが、デジタル行財政改革の目的」とした上で、デジタル行財政改革を進めるにあたっての3つのポイント(▽地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上させること、▽デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動すること、▽EBPMの手法も活用し、政策手段と政策目的の論理的なつながりを図示化したもの(ロジックモデル)に沿って重要業績評価指標(KPI)や政策効果の「見える化」を進め、利用者にとって不断の改善をしていくこと)を示し、まずは国民生活に密接に関連し、人口密度低下によるサービス提供コストの増大や担い手の大幅な不足が見込まれるなど課題があるものや、今後の地域経済を支える上で重要となっている各分野について、公共サービスの維持・強化と地方の活性化を図るため、予算事業と規制・制度の見直しを一体的に進めるとともに、デジタル完結の原則に則り、業務やネットワーク、システムを改善し、業務の効率化と質の向上につなげるとしました。

介護に関する部分では、「利用者起点で目指す姿」として「一部では費用面や人材面等の課題によりデジタル技術の活用に遅れがあり、制度全体の持続可能性にも懸念の声がある」「デジタルの力も積極的に活用して、介護を必要とする者に、質の高い介護サービスを効率的に提供できるようにしていくことが重要」と記載。必要となる取組として、▽介護ロボット・ICT機器等の活用促進と介護報酬改定における反映、人員配置基準の柔軟化、「政策ダッシュボード」等の活用による進捗等の情報の見える化等、▽経営の協働化・大規模化等による介護経営の改善、「経営課題への気づき」段階における支援(選択肢の提示)、「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援(手続・留意点の明確化)、「協働化・大規模化等の実施」段階における支援(財政支援)等を列挙しています。

これを踏まえて武見敬三厚生労働大臣は、同日の会議に「厚生労働分野におけるデジタル行財政改革」とする資料を提出。このうち「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」では、▽事業の継続と複雑化したニーズに対応するため、1法人1拠点といった小規模経営について、協働化・大規模化等による経営改善が必要であること、▽経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を講じること、▽協働化・大規模化等の必要性と方策の認識を求め、省として積極的に発信することの3つを記載した上で、具体策として以下を示しました。

### ①「経営課題への気づき」の段階における支援(選択肢の提示)

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次設置されるワンストップ窓口における相談対応(生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援)
- よろず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所)における相談対応や(独)福祉医療機構の経営支援の周知徹底

## ②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援(手続き・留意点の明確化)

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化(合併手続きガイドライン等の改定・周知)
- 社会福祉法人の合併手続きの明確化(合併手続きガイドライン等の周知)
- 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化(マニュアルの作成・周知)
- 役員の退職慰労金に関するルールの明確化(事務連絡の発出)

## ③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援(財政支援)

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援(人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援)
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資((独)福祉医療機構による融資)

動向解説

04

## 医療・介護連携を含む新たな地域医療構想など、医療・介護制度の改革を推進

### 政府・全世代型社会保障構築会議

政府の全世代型社会保障構築会議は5月27日、「『全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)』の検討状況について」や「全世代型社会保障構築会議の今後の進め方について」をテーマに会合を開きました。

当日、厚生労働省医政局が提出した資料では、都道府県の取組支援等とともに「今後、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化に対応できるよう、2040年頃を視野に入れつつ、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、中長期的課題を整理して検討を行う」とした閣議決定の内容を紹介。その上で、社会保障審議会・医療部会においては新たな地域医療構想を検討するにあたり、主な課題として▽病床の必要量について、2025年の目標数に近づいてはいるものの、構想区域ごと・機能ごとに乖離していること、▽外来や在宅医療等を含めた、医療提供体制全体の議論が不十分であること、▽入退院を繰り返し、最後は看取りを要する高齢者を支えるために、かかりつけ医機能の確保、在宅医療の強化、介護との連携強化等が必要であること、▽地域ごとに人口変動の状況が異なること、▽医師の働き方改革などをあげつつ、「2040年頃を見据えた医療提供体制のモデル」「病床の機能分化・連携の更なる推進」「地域における入院・外来・在宅等を含めた医療提供体制の議論」について検討していくこととした旨を説明し、夏から秋ごろに中間まとめを、年末に最終まとめを予定していることを示しました。

こうした検討状況を踏まえて全世代型社会保障構築会議では、今後の進め方の案を提示。「医療・介護制度の改革関係」については予算編成の進捗に応じ、年3回程度の議論を行い、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」に記載された項目の検討・進捗状況についてのフォローアップを基本とする方針を示しました。

## 「春の建議」をとりまとめ、生産性向上や保険外サービス、給付・負担の在り方を重視

### 財政制度等審議会

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は5月21日、これまで同審議会の各分科会で行ってきた議論をもとに「我が国の財政運営の進むべき方向」として政府への建議をとりまとめるとともに、鈴木俊一財務大臣へ提出しました。

今回の建議では、基本的認識として「財政を強靱化させることが強く求められる」と掲げた上で、日本の総人口が13年連続で減少し続け、令和5年の人口減少は1年間で約60万人に達した一方、出生率が75.9万人となり、当初の予測より12年早く少子化が前倒しされていることを踏まえ、少子化・人口減少に歯止めをかける最大限の努力が必要であるとともに、社会保障制度等の社会経済システム等を大胆に見直していくことが不可欠であると指摘。我が国経済については令和5年度の名目GDPが対前年度比5.7%増となったことや、足もとの春闘で33年ぶりの賃上げを伺う勢いであること等を紹介する一方で、「財政が経済の足を引っ張るような事態は避けなければならない」とし、財政健全化に向けた取組を一步も後退させることがないよう、「規律ある『歳出の目安』の下で歳出改革の取組を継続すべき」としました。

こども・高齢化等、社会保障に関する部分では、「医療提供体制の改革や年齢ではなく能力に応じた負担の観点からの改革等に遅れがみられる」と指摘した上で、「女性や高齢者の就労促進を進めながらも、全世代型社会保障の構築に向けた改革に取り組む必要がある」と記載。医療・介護の給付の伸びが雇用量報酬の伸びを上回っており、結果として保険料率が上昇してきたことから、▽給付の適正化等を通じ医療・介護の保険料率の上昇を最大限抑制する必要があること、▽効率的で質の高い医療・介護サービスを確保しつつ、給付の適正化を図るべく、改革工程に記載されたミクロの改革項目を着実に実施していく必要があること等を示し、介護分野についても「保険給付の効率的な提供」「保険給付範囲の在り方の見直し」「高齢化・人口減少下での負担の公平化」という3つの視点から、中長期的に増大する介護需要に応えられる体制を構築していく必要があるとしました。

具体的な提言項目としては、「(1)効率的な給付」として①生産性の向上(▽特養やデイでもICT機器を活用した人員配置の効率化を実施すべき、▽特に社会福祉法人において、経営の協働化・大規模化を図っていくべき)、②高齢者向け施設・住まいにおけるサービス提供の在り方(▽市町村・自治体の整備計画に有料老人ホーム・サ高住等も位置づけるべき、▽利用者の囲い込みについては特定施設入居者生活介護(一般型)の報酬を利用上限とするべき)、③保険外サービスの活用(▽ローカルルールの実態把握を行い、柔軟な運用を認めるべき)、④人材紹介会社の規制強化(▽一層の指導監督の強化と実効性ある対応の検討、公的人材紹介の充実)、⑤軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行(▽要介護1・2に対する訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を(段階的にでも)目指すべき)、⑥生活援助サービスに関するケアプラン検証の見直し(▽身体介護も含めた訪問介護全体の回数で届出を義務付けるなど、更なる制度の改善を図るべき)などが、「(2)給付の在り方(ケアマネジメントの利用者負担の導入)」では▽質を評価する手法の確立や報酬への反映とあわせ、居宅介護支援に利用者負担を導入することで、質の高いケアマネジメントが選ばれる仕組みとする必要があること、「(3)負担の在り方」では①利用者負担の見直し(▽2割負担対象者の範囲拡大に係る金融資産等の勘案やきめ細かい負担割合の在り方の検討等)、②多床室の室料負担の見直し(▽残りの介護老人保健施設・介護医療院についても多床室の室料相当額を基本サービス費等から除外する見直しを更に行うべき)等が掲げられています。



## 介護福祉士試験の「パート合格」導入に係る検討を開始

厚生労働省

厚生労働省は5月17日に「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」の初会合を開催しました。同検討会の趣旨としては、要介護ニーズの急増とそれに伴う介護人材確保の必要性を踏まえ、「高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっている中、介護人材のすそ野を広げる観点から、介護福祉士を目指す方は非常に重要」と記載。また、在留期間の制約から受験機会が限られている外国人の国家試験の合格率は、日本人を含めた全体の合格率と比較して一般的に低い傾向にあることから、外国人介護人材にとっても限られた受験機会の中で就労と試験に向けた学習の両立は課題であるとして、「介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討する」としています。

同日は、昨年度に行われた「介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会」のまとめとシンクタンクによる検証結果についての報告をもとに意見交換が交わされた後、今後のスケジュールとして▽7月上旬に団体ヒアリングと論点について議論、▽8月下旬～9月上旬に取りまとめに向けた議論が行われることが示されています。

## 処遇改善3加算の1本化を踏まえた処遇改善の状況を調査へ

厚生労働省

厚生労働省は6月25日に社会保障審議会・介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会を開き、令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施について審議しました。

同調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に行われるもの。当日示された資料では、調査時期を令和6年10月とし、7年3月頃に公表するスケジュール案を提示。施設・事業所に対しては▽給与等の状況、▽介護職員処遇改善加算等の届出の状況(令和5年度)、▽介護職員等処遇改善加算(新加算)の届出の状況(令和6年度)、▽給与等の引き上げ以外の処遇改善状況等を、従事者には基本情報のほかに▽労働時間、▽資格の取得状況、▽基本給の額、▽手当の額、▽一時金の額等を調査するとしています。

今年度分の調査における変更点としては、令和6年度介護報酬改定における「介護職員等処遇改善加算」への一本化を踏まえた調査項目の見直しや、令和6年度におけるベースアップや令和6年度の賃上げ促進税制の適用見込みなどを把握するための調査項目を追加する一方、記入者負担を考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を削除するなどの見直しを行うとしました。

## 順風満帆とは言えない介護業界に、情報を踏まえた行動を起こす

第 213 回国会が事実上閉会したことを受けて、岸田文雄首相は6月 21 日に会見を開き、物価水準が高止まる中できめ細やかな支援が必要であるとして、▽「酷暑乗り切り緊急支援」として、8月・9月・10 月の3か月分について電気・ガス料金補助を行い、年末までの消費者物価の押し下げ効果を月平均 0.5%ポイント以上とすること、▽秋の策定を目指す経済対策を通じて、医療・介護等に対する物価高騰への幅広い支援を「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の拡充により講ずること — の二段構えの対応を検討すると突如表明しました。

この前提として、従来措置されていた電気・都市ガス料金への補助金制度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（家庭向けで 3.5 円/1kWh、企業向けで 1.8 円/1kWh の補助）が5月使用分までで終了されることとなった政府決定がありました。その他物価の高騰もおさまるところを知らない状況が続くなかで、一般家庭においてはもちろんですが、介護施設・事業所においても、令和6年度介護報酬改定を通じて措置された介護報酬の引き上げ（+1.59%）が、その本来目的である賃上げに十分充てられることなく、コスト増との相殺に消えてしまうのではないかという懸念が広がっていました。それを踏まえて、介護業界からも関係団体が政府・与党へ必要な支援の継続を求めているところでしたが、首相の判断により、電気・ガス料金補助の継続に加えて、新たな経済対策における臨時交付金の拡充措置がとられる見込みとなったというわけです。

もっとも、いずれも介護分野に特別に用意される財源ではなく、他分野にも充てられるものではありませんが、とりわけ公定価格での運営を基本とする介護のような分野においては、想定を超えるコストの増加は構造上、価格転嫁等による対応ができないため、こうした国の特段の対処が不可欠になります。逆に言えば不安定、不確かなこの時代にあって、介護等の公定価格に基づく分野の関係者が、自らの厳しい状況を言語化し、しかるべく発信していくことは、経営基盤の安定化、ひいては利用者や従事者の暮らしを支えていくために強く求められるものと言えるでしょう。

確かに、現状において岸田政権の支持率は低迷し、衆議院の解散総選挙も近いと噂されるなかで、今回の補助金継続・拡充が「ばら撒き」であるという批判はあります。例えそうだとした場合、介護事業の経営にあたるものの責務として、とらなければならないアクションがあると考えべきではないでしょうか。

私たち介護関係者に必要なものは、確度の高い情報を得る手段と、それを踏まえて冷静に見極める目、そして必要な行動を起こす力です。順風満帆とは言えない時期が当面続くであろう介護の業界に、読者の皆さまのさらなる奮起を期待してやみません。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社  
 老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明  
 ✉ t-amano@simwelman.com

 Satisfaction of Innovative Management  
 シム・コンサルティンググループ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 ☎03-5211-2858  
<http://www.simwelman.com/> 